

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市住宅リフォーム等支援事業（原油価格・物価高騰対策）補助金
補助の区分	事業補助（建設的補助）
補助の概要	物価高騰の影響を受けた生活者の負担を軽減し、住宅の質の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅リフォーム等に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	住宅リフォーム：令和8年4月1日現在において対象住宅に居住している者 住宅取得：令和8年4月1日現在において市内に住民登録があり、自ら居住する住宅を取得し、継続して居住する者
補助対象経費	住宅リフォーム及び住宅取得に要する経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	住宅リフォーム：上限20万円 断熱工事及び耐震工事を実施する場合は上限30万円 住宅取得：上限30万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由 地域経済回復のため、幅広い価格帯で実施する必要があるため
補助率等	1/4
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 本制度により新たに生まれた需要を数値化することは難しいため、参考として経済効果及び経済波及効果を算出し評価する。 経済効果：総工事費÷補助金交付決定額 経済波及効果：総工事費×令和2年(2020年)産業連関表係数（総務省）
補助制度開始	令和8年2月10日（募集案内開始）
見直し時期	単年度事業のため省略
補助終期	令和9年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 市ホームページ、市公式LINE、市メール配信サービス、市報
事業担当	（担当部署） 建築住宅課 建築係
	（電話番号） 0259-67-7403